



## 雪 各種サービスご案内 への備えを万全に!

市では、今年も雪に関するさまざまな支援策を実施します。本格的な降雪シーズンの前に準備を万全にして、今冬を迎えましょう。

### ① 町内会へ軽トラックを無料で貸し出します

市民サービスセンターなどに軽トラックを配備し、町内会など、地域住民が除排雪作業を行う場合に、各地区コミュニティセンターなどに配置した小型除雪機の運搬や排雪用に貸し出します。燃料費は市が負担します。

**貸出時期**▶12月から3月までの9:00～16:00(原則、半日単位で最大1日)。期間中の申し込みは、各地区コミセンまたは地域センターで受け付けます

**問い合わせ**▶生活総務課 ☎(888)5625

### ② 個人所有の小型除雪機へ燃料を支給します

**対象**▶町内会やボランティア団体などが、地域の生活道路、高齢者宅の間口やごみ集積所などを除排雪する場合

**支給量**▶1団体当たり年度内の上限は400ℓ

**支給時期**▶作業時に随時(3月31日(金)まで)

**申し込み**▶12月1日(木)から道路除排雪対策本部(市役所3階)か各市民サービスセンターへ

**問い合わせ**▶道路維持課 ☎(888)5751

### ③ 小型除雪機(ハンドガイド式除雪機)、歩行型ローダ、移動式融雪機を無料で貸し出します

**対象**▶12月から3月までに、町内会やボランティア団体などが、市の除雪対象路線のうち、地域の生活道路や歩道などを200ℓ以上除雪する場合

**申し込み**▶11月1日(火)から8日(火)までに道路維持課(市役所3階)へ。☎(888)5751

\*下記②③④の申込書は次の道路維持課ホームページから入手できます。http://www.city.akita.akita.jp/city/cs/mt/

### ④ 空き地を小規模堆雪場にご提供ください

おおむね150平方ℓ以上の住宅地内の空き地を、12月から3月までの4か月間、地域の堆雪場として町内会などに無償で貸していただいた場合、その土地の翌年度の固定資産税の一部を免除します。

**申し込み**▶10月25日(火)から11月21日(月)までに道路維持課(市役所3階)か各市民サービスセンターへ。

**問い合わせ**▶道路維持課 ☎(888)5751

### ⑤ 高齢者宅へ雪寄せ(自宅敷地内)援助員を派遣します -高齢者軽度生活援助事業-

降雪期になると申請の手続きが混み合います。申し込みは早めをお願いします。

**対象**▶日常生活上の援助を要するおおむね65歳以上のひとり暮らしなどで、雪寄せ援助が必要なかた

**支援内容**▶玄関から道路までの通路の雪寄せ。1週間に2回まで。利用料は1回1時間以内で300円

**申し込み**▶お住まいの地区の地域包括支援センターへ。「高齢者軽度生活援助事業」の申請が済んでいるかたは、秋田市シルバー人材センターへ。☎(863)5900

**問い合わせ**▶長寿福祉課 ☎(888)5668



### ⑥ 道路除排雪後の間口に残った雪のかたまりを寄せます(毎年事前登録が必要です)

**対象**▶市が除排雪作業を行う道路に面した戸建住宅にお住まいで、おおむね65歳以上の高齢者のみか身体の不自由なかたのみで、自力で雪寄せができない世帯(65歳以上の高齢者と身体の不自由なかたが同居する場合も含まれます)

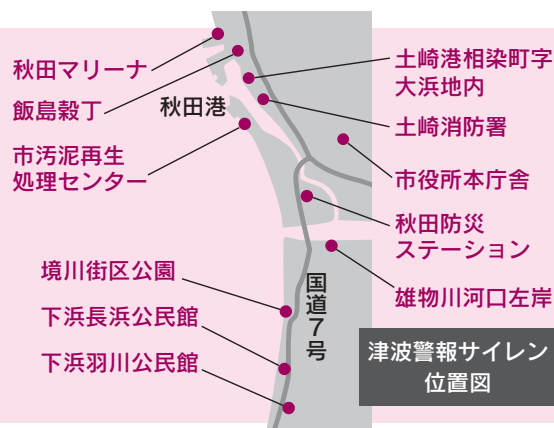
**事前登録**▶10月25日(火)から11月11日(金)までに道路維持課(市役所3階)へ。☎(888)5751

### 津波避難訓練を実施 11月2日(水)

11月2日(水)10:00から約3分間、沿岸部11か所(右図参照)にある津波警報サイレンを一斉に鳴らします。災害ではありませんので、間違えないようにお願いします。

また同日10:00から、寺内・八橋の各地区で津波避難訓練を実施します。周辺道路の混雑などご迷惑をお掛けしますが、ご了承ください。

防災安全対策課 ☎(888)5434



平成29年度に、県・市の体育施設で国際・全国・東北規模の大会や行事を予定している団体が対象です。スポーツ振興課(市役所3階)、八橋陸上競技場、CNAアリーナ★あきた(市立体育館)などにある申込書に大会・行事の開催要項を添えて、11月11日(金)(期日厳守)までにお申し込みください。

屋外体育施設

・( )内は利用開始時期でいずれも予定です。  
 ・①⑤⑥⑦は原則公式試合のみ。また、①②は1日2試合、⑤⑥は1日3試合までの利用になります。

- ①こまちスタジアム(4月中旬以降)
- ②向浜野球広場 ③向浜テニスコート
- ④新屋ラグビー・サッカー場
- …次の⑤～⑨は県立中央公園(雄和)の施設
- ⑤球技場(6月24日～) ⑥運動広場(6月24日～)
- ⑦野球場(5月～) ⑧野球広場(5月～)
- ⑨テニスコート
- ⑩八橋陸上競技場(4月～。芝生フィールドは5月～)
- ⑪さきがけ八橋球場
- ⑫あきぎんスタジアム(芝生フィールドの利用は5月～)
- ⑬スペースプロジェクト・ドリームフィールド(4月～)
- ⑭八橋多目的グラウンド ⑮八橋テニスコート
- ⑯雄和花の森野球場
- ⑰北野田公園アリーナ・テニスコート

\*上記以外の市営施設の利用を希望する場合は、スポーツ振興課へお問い合わせを。☎(888)5611

- ①～③は向浜スポーツゾーン総合事務所☎(895)5056
- ④は新屋運動広場☎(888)8050
- ⑤～⑨は県立中央公園☎(886)3131
- ⑩～⑰は八橋陸上競技場☎(823)1472

屋内体育施設

- ①県立体育館☎(862)3782
- ②県立総合プール☎(895)5056
- ③県立武道館☎(862)6651
- ④CNAアリーナ★あきた ⑤茨島体育館
- ⑥北部市民サービスセンター体育館
- ⑦河辺体育館 ⑧雄和体育館 ⑨雄和南体育館

県営▶各施設へ直接お申し込みください  
 市営▶CNAアリーナ★あきた☎(866)2600

\*市営施設は、利用できない期間があります。詳しくは、市ホームページをご覧になるか、スポーツ振興課へお問い合わせください。☎(888)5611

消  
し  
ま  
し  
よ  
う  
火  
災  
予  
防  
運  
動  
の  
時  
場  
所  
で  
の  
そ  
の  
そ  
の



11月6日(日)～12日(土)は秋の火災予防運動

秋の火災予防運動期間中、普及啓発活動のため、消防職員や消防団員が戸別訪問します。ご理解とご協力をお願いします。消防本部予防課☎(823)4247

11月6日(日)開催の消防イベント

災害発生時や雨天時には中止になる場合があります

- ①北のまもり～土崎消防署だけの消防車が大集合!▶9:00～12:00、セリオンで。消防車両展示、ミニ制服での記念撮影、あきた観光レディーによる一日消防署長など。土崎消防署☎(845)0285
- ②火災予防キャンペーン IN 大屋根▶9:30～11:30、秋田駅西口買物広場・大屋根下で。はしご車などの展示や水ヨーヨー釣りなど。城東消防署☎(832)3404
- ③市立病院祭で合同イベント▶10:00～14:00。消防車両・震災パネル展示、ミニ制服での記念撮影など。秋田消防署☎(823)4100…「病院祭」は16ページに掲載

■11月6日(日)朝6:40～7:30に、県民会館駐車場と中土橋で消防団の一斉放水訓練を行います。一時、交通規制を行いますのでご了承ください。また、消防車がサイレンを鳴らして走行しますが、災害と間違えないようお願いします。城東消防署☎(832)3404



住宅用火災警報器を点検しましょう

定期的に点検ボタンで作動点検を行いましょう。警報器本体の交換時期は機種により異なります。取扱説明書で確認しましょう。

障がい者を対象に住宅用火災警報器を給付します

対象▶身体障害者手帳2級以上、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの障がいがあり、原則持ち家で、当該障がい者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯のかた。詳しくは、お問い合わせください

給付▶警報器を現物で給付します。上限価格は15,500円で、原則、1割が自己負担です。購入後の申請はできません。必ず事前に申請してください

申請窓口(該当する手帳と印鑑が必要です)▶障がい福祉課(市役所1階)、河辺・雄和の各市民サービスセンター

問 障がい福祉課☎(888)5663・FAX(888)5664